

広島県告示第八百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十四年十一月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大崎下島循環線	呉市豊町沖友字下原二一三九番地先から 呉市豊町沖友字下原二〇四五番一地先まで	平成二十四年十一月八日